

# 「常滑焼まつり・農業まつり応援クーポン」取扱店舗募集要項

## 事業概要

### (1) 目的

物価高騰の影響を受ける市民の家計を下支えしつつ、燃料費や資材費等の高騰の影響を受けている常滑焼・農業の両業界を支援するため、国の「令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、常滑焼まつりや常滑市農業まつりで使うことができるクーポンを全ての市民に1人1,500円分ずつ配付します。

### (2) 配付数

約60,000セットを想定（市民1人につき1セット：1,500円）

### (3) 券種

1セットあたり500円券×3枚

### (4) 使用対象者

8月1日に本市の住民基本台帳に登録されている全ての市民

（世帯全員分をまとめて、市が世帯主宛てに9月25日頃から順次郵送）

### (5) 使用期間

令和5年10月7日(土)～12月31日(日)

### (6) 取扱店舗及び対象取引

次の店舗①～③に該当する市内事業者（複数該当する場合も可）は、市に申請し登録された場合、市民との対象取引の対価としてクーポンを受け取り、また、換金することができます。

**店舗①）** 第57回常滑焼まつりに出店し、陶磁器を販売する者

**対象取引**…第57回常滑焼まつり期間中の陶磁器の販売に限る

**店舗②）** 第45回常滑市農業まつりに出店し、農水産物を販売する者

**対象取引**…第45回常滑市農業まつり当日の農水産物の販売に限る

**店舗③）** 市内に常設店舗を有し、主に常滑焼を販売する者

**対象取引**…使用期間中の陶磁器の販売に限る

※ただし、次のア～キのいずれかに該当する場合は除きます。

ア) 店舗面積が1,000㎡以上の店舗または当該店舗のテナント

イ) 国内11店舗以上を展開する店舗（フランチャイズ、ボランティアチェーンを含む）

ウ) 宗教的活動又は政治的活動を行っている団体が経営しているとき

エ) 公序良俗に反する営業を行っているとき

オ) 暴力団又は暴力団員が、経営又は経営への関与をしているとき

カ) 役員等又は使用人が、暴力団（員）と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

キ) その他、本事業の趣旨から市が適当でないと判断するとき

## 手順の確認

1. 取扱店舗の登録申請
2. （市の登録後）配付物の受け取り
3. （使用期間中）クーポンの取扱い
4. 使用済みクーポンの換金

## 1. 取扱店舗の登録申請

### (1) 申請期間

8月24日(木)～11月26日(日)

※9月5日(火)までに申請し、登録された取扱店舗については、  
クーポンの郵送時に同封する使用の手引きに掲載されます。  
お早めに申請してください。



専用のウェブ  
申請フォーム

### (2) 申請方法

店舗①～③は、それぞれ申請方法が異なります。該当する方法で(複数該当する場合はそれぞれ行ってください)、必要事項を明記のうえ登録を申請してください。

※必要事項…代表者情報(住所、氏名、連絡先)、店舗情報(名称、所在地)など

#### ・店舗①の場合

次のA～Cいずれかの方法で申請してください。

A) 専用のウェブ申請フォーム(右上のQRを読み取ってください)

B) 申請書兼誓約書(様式1号:市ホームページ掲載)を常滑陶磁器卸商業協同組合(以下「卸商業組合」という)に提出

C) 第57回常滑焼まつりの出店申込み時(既に終了)に必要な事項を届け出ている出店者については、常滑焼まつり協賛会(担当:卸商業組合)が取りまとめ、申請を行います。(卸商業組合にご確認ください)

※【注意】店舗③にも該当する場合は、別途申請が必要です。

#### ・店舗②の場合

常滑市農業まつり実行委員会(担当:あいち知多農協 常滑事業部)が取りまとめ、申請を行います。

#### ・店舗③の場合

次のAまたはBの方法により、申請することができます。

A) 専用のウェブ申請フォーム(右上のQRを読み取ってください)

B) 申請書兼誓約書(様式1号)を卸商業組合に提出

### (3) 備考

・市内に登録したい店舗を複数有する事業者は、それぞれの店舗につき申請が必要です。

なお、ウェブ申請フォームからは、一度に5店舗まで申請することができます。

・市は、取扱店舗の登録申請から取得した情報を、本事業に必要な範囲で、常滑焼まつり協賛会や常滑市農業まつり実行委員会、業務委託先に提供させていただく場合があります。

## 2. 配付物の受け取り

登録された取扱店舗は、次のとおり市からの配付物を受け取ってください。

### (1) 受け取り場所

店舗①) 申請時の連絡先に連絡が入り次第、常滑陶磁器卸商業協同組合へお越しください。

店舗②) 第45回常滑市農業まつり当日、あいち知多農協常滑事業部から配付します。

店舗③) 申請時の連絡先に連絡が入り次第、常滑陶磁器卸商業協同組合へお越しください。

## (2) 配付物

### 配付物①) 取扱店舗登録証明書

クーポンの換金の際に必要となります。紛失・盗難等のないよう、大切に保管してください。

### 配付物②) 換金振替依頼書 (様式2号)

クーポンの換金の際に必要となります。紛失・盗難等のないよう、大切に保管してください。

### 配付物③) ステッカー

店頭に掲げ、クーポンを使うことができることを市民に周知してください。

### 配付物④) 取扱店舗の手引き

使用期間前に読み、クーポンの取扱上の注意や換金方法等を確認してください。

## 3. クーボンの取扱い

### (1) クーボンの取扱いについて

不正等を防止し、本事業の目的を達成するため、次の事項に注意してください。

ア) クーポンは、取扱店舗での対象取引にのみ使用することができます。

イ) クーポンは、使用期間内のみ使用することができます。

ウ) クーポンは、その世帯に住む方及びその使者しか使用することができません。

エ) クーポンの転売、譲渡、譲受及び現金との交換をしてはいけません。

オ) 取扱店舗は、取引の対価として受け取ったクーポンを再使用してはいけません。

カ) 取扱店舗は、券面金額を確認できない程度まで汚損・破損したクーポンを、取引の対価として受け取ってはいけません (換金することができません)。

キ) 市は、クーポンの紛失や汚損等に対し責任を負わず、また、再発行を行いません。

ク) クーポンで支払った取引において、お釣りを出すことはできません。

ケ) クーポンで支払った物品の返品、サービスのキャンセルはできません。

### (2) その他注意事項

- ・クーポン使用者が対価の弁済手段としてクーポンを適切に使用しようとした場合、受け取りを正当な理由なく拒むことはできません。
- ・不正防止のため、受け取ったクーポンの裏面に店舗名と受領日を記載して、換金日まで適切に保管してください。
- ・本事業の効果検証のために行う調査に協力してください。特に、店舗①・③に該当する場合は、常滑焼まつり期間中の売上及びクーポン使用枚数を記録し、卸商業組合に報告してください。
- ・本事業の円滑な実施のため、関係者間の連携に協力してください。
- ・市は、取扱店舗が不正行為を行った場合は、登録を取り消すとともに、その名称等を市ホームページ等において公表させていただく場合がございます。

## 4. 使用済みクーポンの換金方法等

### (1) 店舗①及び③の場合

次の換金日に、常滑商工会議所 (常滑市新開町 5-58) にて換金を依頼してください。

10月	13日 (金)、25日 (水)
11月	8日 (水)
12月	8日 (金)
1月	10日 (水)

※最終換金日以降は、換金することができません。十分ご注意ください。

なお、換金に必要な作業は、次のとおりです。

**作業①)** 換金窓口へ行く前に、使用済みクーポンを整理し、枚数を数えて金額を確認

※併せて、裏面に店舗名等が記載してあるか確認してください。

**作業②)** 換金日に、次の必要書類を換金窓口へ持参

必要書類…使用済みクーポン、換金振替依頼書、取扱店舗登録証明書、振込先がわかるもの

※その他資料の提出を求められる場合があります。

**作業③)** 指定の振込先口座に、概ね 5 営業日以内に振り込まれる

※振込手数料（次の表のとおり）は、取扱店舗の負担とします。

振込先	振込手数料		入金日数
三菱 UFJ 銀行	3 万円未満	110 円	5 営業日以内
	3 万円以上	330 円	
他行	3 万円未満	484 円	
	3 万円以上	660 円	

(2) 店舗②の場合

第 45 回常滑市農業まつり当日 11 月 26 日（日）に、本部（担当：あいち知多農協常滑事業部）にて、換金を依頼してください。換金手順は、あいち知多農協常滑事業部の指示に従ってください。

## 5. 問合せ先

(1) 取扱店舗の募集について（市の業務委託先）

常滑陶磁器卸商業協同組合（常滑市栄町 3-8 常滑陶磁器会館 2 階）

平日：午前 9 時～午後 5 時

電話：0569-35-2455、FAX：0569-35-2911

(2) 事業について

常滑市経済振興課（常滑市飛香台 3-3-5 常滑市役所 2 階 9 番窓口）

平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

電話：0569-47-6151、FAX：0569-34-9784